

足立区アピランスケア用品購入費用等助成事業 Q&A集

助成対象

No.	質問	回答
1	ウィッグ類に関して、助成の対象となる品目にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィッグ本体（全頭用、部分用を問わない） ・ウィッグ本体と同時に申請する場合の装着用のネットやクリップ ・脱毛を補う目的で購入された帽子（毛付き帽子、医療用帽子など。医療用であるか否かは問いません）。 ・つけ眉毛（ただしアイブロウペンシル・つけまつげ等のメイク用品、アートメイクは対象外）
2	ウィッグ類に関して、助成の対象とならない消耗品や費用にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・装着用やメンテナンス用の消耗品 ・シャンプー、リンス、ブラシ、クリーナー、ウィッグスタンドなどの付属品 ・ウィッグのサイズ調整代やカット代、セットに係る経費
3	胸部補整具に関して、助成の対象となる品目にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房切除等に伴う外見の変化を補整するための用品 ・補整下着（パッドが一体化されたものやパッドを挿入できるもの）、および補整パッド（シリコン製を含む）
4	胸部補整具に関して、助成の対象とならない品目にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時に乳房を保護するバスタイムカバー（入浴着） ・補整水着 ・乳房切除後の手術部を保護する目的のサージカルケアブラ（胸帯） ・乳房再建術などによって体内に埋め込まれた人工乳房
5	エピテーゼ（補整用人工物）に関して、助成の対象となる品目にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・乳房、乳頭、鼻、耳など、外科的治療等により欠損した部分に装用する補整用人工物 ※人工乳房（体外装着型）、義眼などが含まれます。
6	エピテーゼに関して、助成の対象とならない品目にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・治療用装具療養費や補装具費支給制度などの他制度の対象となるもの ・義手や義足のように機能回復を目的とするもの
7	弾性着衣や冷却用具は助成の対象となりますか？	<p>はい。</p> <p>足立区の事業では拡充された対象品目です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾性着衣（原則として着圧が 30mm Hg 以上のもの） ・頭皮冷却用キャップおよび冷却用グローブ・ソックス
8	治療にかかる費用、医薬品、メイク用品、材料費は助成対象となりますか？	<p>いいえ。</p> <p>以下の費用は助成の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療にかかる費用（施術費）、医薬品、メイク用品 ・ご自身で作成する材料費
9	商品券、ギフト券、仮想通貨で購入した物品は助成の対象となりますか？	<p>いいえ。</p> <p>助成の対象となるのは、現金（銀行振込含む）、クレジットカード、または電子マネーで購入された物品のみです。</p>

10	購入にかかった送料や手数料、ポイントやクーポンを利用した費用は対象となりますか？	送料、手数料（振込手数料など）および支払い時のポイント利用分やクーポン等による割引分にかかる経費は助成の対象外です。 助成対象となるのは、値引きやポイント利用分を差し引いた実際に自己負担した金額のみです。
11	インターネットオークションやフリーマーケット等で購入した物品は対象となりますか？	いいえ。 インターネットオークションやフリーマーケットなど、個人間の取引で購入等をした物品に係る費用は、助成の対象外となります。
12	複数の対象品目を一度に購入した場合、まとめて申請することはできますか？	はい。 複数の対象品目を一度に購入した場合でも、まとめて1回の申請とすることができます。ただし、申請はお一人につき通算2回までです。

対象者および申請・費用に関する共通事項

13	過去に別の自治体で同種の助成を受けている場合、足立区で申請できますか？	はい。 他の自治体を実施する同種の助成を受けた回数も含めて、お一人につき通算2回まで申請できます。 既に2回以上受けている場合は、対象外となります。
14	対象者が未成年者である場合や、本人が申請できない場合、代理で申請できますか？	はい。 未成年者の場合は保護者などの法定代理人が申請できます。 それ以外の場合で代理人が申請するときは、委任状の提出が必要となる場合があります。
15	助成金額の上限はいくらですか？	対象となる品目の購入・レンタル・リース費用に対し、1回の申請につき上限10万円まで助成します。
16	申請期限はいつまでですか？	アピアランスケア用品を購入または利用を開始した日の翌日から1年以内に申請してください。 複数の品目をまとめて申請する場合は、最も古い購入日の翌日から1年以内が期限となります。
17	申請に必要な書類（診断書、意見書など）の発行費用は助成対象となりますか？	いいえ。 外見の変化を確認するために必要な医師意見書などの書類の発行にかかる費用は助成対象外です。

特例措置について

18	特例措置とは、どのような制度ですか？	過去にこの助成制度を申請したことがある方や、令和7年4月1日から9月30日までの間に申請（当初申請）を行い、助成を受けた方に対し、追加の助成を受けられるように設けられた措置です。
19	特例措置の対象者には、どのように案内されますか？	特例措置の対象者の方には、令和7年10月中に案内通知と追加申請書類が送られますので、ご確認ください。
20	「特例措置その1」の対象となるのは、どのような方ですか？	令和7年4月1日より前に本助成金の助成を受けたことがある方が対象です。

21	「特例措置その1」の内容（助成回数・金額）を教えてください。	追加で1回のみ、上限10万円までの申請が可能です。
22	「特例措置その1」に申請期限はありますか？	「特例措置その1」には申請期限の定めはありません。ただし、アピアランスケア用品の購入または利用を開始した日の翌日から1年以内に申請する必要があります。
23	「特例措置その2」の対象となるのは、どのような方ですか？	令和7年4月1日から9月30日までの間に本助成事業に申請し、助成を受けた（これを「当初助成」と呼びます）を行った方が対象です。
24	「特例措置その2」の内容を教えてください。	当初助成時の助成金額と、本来受け取れる額（助成対象経費の10割、上限10万円）との差額について、追加助成を受けることができます。
25	「特例措置その2」では、当初助成時に含めていなかった経費も追加助成の対象となりますか？	はい。 当初助成時には含めていなかった経費（助成対象品目として認められるもの）についても、追加助成の対象とすることができます。 例えば、事例では、当初助成で購入した品目以外に、過去の一定期間内に購入したアピアランスケア用品を残りの助成上限額まで追加で助成対象とすることが可能です。
26	「特例措置その2」の申請期限はいつまでですか？	申請期限は令和8年3月31日までです。
27	「特例措置その2」の適用を受けた場合、その後の助成回数はどうなりますか？	追加申請時の手続き内容によって、その後の申請可否が変わることがあります。 例えば、当初申請と追加申請を合わせて「1回目の申請」として上限10万円に達した場合、あと1回（上限10万円）の申請が行えます（助成が受けられます）。 一方で、当初申請分と追加申請分を分けて「1回目、2回目の申請」として手続きを行った場合、助成回数の上限に達するため、今後、申請は行えません（助成が受けられません）。